

第 3 部

税務行政の組織等

第1章 組織及び管理

第1節 機構及び定員

1 機構

(1) 概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの）の賦課徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを国税局に指示し、国税局や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部からなり、税務署の賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の1課5部門制が一般的な機構である。

また、国税庁の施設等機関として税務

職員の教育機関である税務大学校が設置されているほか、特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服申立事案の処理について学識経験者の公正な意見を反映させる国税審査分科会、税理士試験及び税理士の懲戒処分についての審議等を行う税理士分科会並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律等に定める事項の調査審議等を行う酒類分科会を置いている。また、国税局には、相続税等に係る土地の価格に関し調査審議する土地評価審議会がある。

(2) 平成23年度における主な機構改正

機構改正の主な内容は以下のとおりである。

イ 経済の国際化への対応

複雑・困難化が進む国際課税事案の審理に関し、より高度な専門的知識を備えた者に調査審理を担当させることにより、一層の調査審理の充実を図るため、名古屋国税局の調査部に国際調査審理官1人を増設した。また、移転価格課税における事前確認の申出件数の増加に加え、対象となる取引関係も複雑化する中で、審理面の充実とともに審査の一層の迅速化を図る観点から、大阪国税局調査第一部に国際情報審理官1人を増設した。

ロ 調査・徴収体制の充実強化

複雑な個別事案の監理や緊急を要する事案への対応について、調査部の管理体制の充実・強化を図るため、東京国税局調査第四部に次長1人を増設した。

また、酒税の適正かつ公平な賦課の観点から、大規模な酒類製造場等に対して、深度ある調査を行うための体制を整備するため、仙台国税局課税第二部及び熊本国税局課税部に統括国税調査官各1人を増設した。

2 定員

(1) 概要

平成23年度における国税庁職員の定員は、5万6,263人である。組織別では、国税局（沖縄国税事務所を含む。）及び税務署に全体の97.3%に当たる5万4,725人が配置され、国税庁本庁729人（構成比1.3%）、国税不服審判所475人（同0.8%）、税務大学校334人（同0.6%）となってい

る。

職員の事務別配置状況については、全職員の63.0%が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、21.3%が国税債権の管理・徴収事務に従事し、残り15.7%は総務事務等に従事している。

(2) 平成23年度における定員の増減

平成23年度予算においては、税制改正に伴う執行体制の整備等のため、1,067人の定員増が認められた。一方で「新たな定員合理化計画」等に基づく定員合理化数が△1,065人であることから、平成23年度末の国税庁の定員は、2人の純増となった。

表31

機構改正主要事項一覧表

(平成23年7月改正分)

	機 構 名	設置数	備 考
国 税 局	調 査 第 四 部 次 長	1	調査第四部（東京）
	国 際 調 査 審 理 官	1	調査部（名古屋）
	国 際 情 報 審 理 官	1	調査第一部（大阪）
	統 括 国 税 調 査 官	2	酒税担当、課税（第二）部（仙台・熊本）
税 務 署	特 別 国 税 徴 収 官	6	
	特 別 国 税 調 査 官	19	

第2節 任用及び採用試験

1 任用

(1) 平成23年度の定期異動は、平成23年7月10日付で行った。異動に当たっては適材を適所に配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等にも配慮のうえ実施した。

(2) 平成23年度の定期異動数は、次のとおりである。

指定官職 2,718人

その他の職員 18,246人

なお、その他の職員の国税局（沖縄国税事務所を含む。）別の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局 813人

仙台国税局 998人

関東信越国税局	1,880人
東京国税局	5,562人
金沢国税局	468人
名古屋国税局	1,919人
大阪国税局	3,050人
広島国税局	1,021人
高松国税局	566人
福岡国税局	946人
熊本国税局	825人
沖縄国税事務所	198人
合 計	18,246人

国税局採用者数	
札幌国税局	28人
仙台国税局	35人
関東信越国税局	73人
東京国税局	294人
金沢国税局	14人
名古屋国税局	90人
大阪国税局	80人
広島国税局	44人
高松国税局	21人
福岡国税局	17人
熊本国税局	28人
沖縄国税事務所	4人

2 採用試験

(1) I種試験等

平成23年度国家公務員採用I種試験合格者等に対して面接を実施し、平成24年4月1日付で9人を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のとおりである。

法律	4人
経済	2人
農学I	2人
理工IV	1人
計	9人

(2) 国税専門官試験

平成23年度国税専門官採用試験は、第1次試験が平成23年6月12日に、第2次試験が7月19日から7月26日のうち第1次試験合格通知書で指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者及び前年度合格者の中から平成24年4月1日付で728人（内女性163人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	19,616人
1次合格者数	3,799人
最終合格者数	1,916人
採用者数	728人

(3) III種試験（税務）

平成23年度国家公務員採用III種試験（税務）は、第1次試験が平成23年9月4日に、第2次試験が平成23年10月13日から10月20日のうち第1次試験合格通知書で指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から平成24年4月1日付で366人（内女性126人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	9,663人
1次合格者数	1,201人
最終合格者数	682人
採用者数	366人

第3節 給与及び福利厚生

1 給与

(1) 人事院は平成23年9月30日、国会及び内閣に対し、一般職の公務員給与についての勧告を行った。当該勧告は、官民給与の較差を是正するため、俸給表の引下げ改定（若年層及び医療職（一）を除く。）を行うとともに給与構造改革における経

過措置額を段階的に廃止することを内容としている。

その後10月28日の閣議で、人事院勧告の実施が見送られたが、平成24年2月29日に「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が公布され、人事院勧告に鑑み、国家公務員の給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、給与法等の臨時特例が定められた。

これにより、人事院勧告に係る国家公務員の給与の改定については、平成24年3月1日から施行され、また、国家公務員の給与に関する臨時特例については4月1日から施行された。

(2) 級別定数

職員の処遇改善を図るため、職員構成及び職務の実態を考慮し、上位級定数の拡大に努めた。

なお、平成23年度における級別定数(税務職)は表32のとおりである。

表32 級別定数(税務職)
(単位:人)

級	年度	平成23
	10	3
	9	119
	8	579
	7	1,685
	6	11,844
	5	12,903
	4	11,190
	3	6,224
	2	5,631
	1	4,361
	計	54,539

2 福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康の保持増進等を通じた福利厚生施策の充実、公務員宿舍の確保・改善及び共済組合事業の適切な運営に努めた。

(1) 福利厚生施策の充実

イ 職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施し、生活習慣病対策の充実を図った。

ロ 心の健康づくりについては、専門医等による相談体制や職場復帰支援体制を整備するとともに、正しい理解と知識の普及のため職場研修等を計画的に実施し、その充実に努めた。

ハ 職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、ライフプラン啓発研修を実施し、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

(2) 感染症対策

インフルエンザをはじめとした感染症

対策として、平成22年4月及び7月に感染拡大防止及び事務運営上の対応に関する事務運営指針を発遣するとともに、マスク及び消毒用アルコール製剤を各局（所）において備蓄・使用し、地域や職場における感染拡大防止に努めた。

(3) 公務員宿舎

平成23年6月1日現在の宿舎入居者数は、1万6,353人（独身6,052人、世帯1万301人）であり、職員の職務の能率的な遂行を確保するため、宿舎の適正な維持・管理に努めた。

(4) 共済組合

共済組合では、短期給付事業のほか、医療事業、貸付事業、団体定期保険・団体積立終身保険の取扱い等の福祉事業を行っており、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に努めた。

第4節 国税庁特定事業主行動計画

1 概要

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日から実施した。

また、平成20年4月には計画の見直しを行うとともに、「安心子育て応援プラン」という愛称を付与した。

平成22年3月31日で当初の5年の計画期間の満了を迎え、これまでの各種取組の実施状況、職員の意見、両立支援を巡る環境の変化などを踏まえ、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを計画期間とする「第Ⅱ期安心子育て応援プラン」を策定・

公表し、実施している。

これまでの具体的取組としては、各種会議、研修等を通じた本計画の周知徹底、小学生を対象とした制度の拡充等に向けた関係機関への積極的な働きかけ、職員の情報交換会の開催、両立支援の重要性等を集中的に啓発する期間として「安心子育て応援プラン推進週間」などを実施している。

2 具体的な子育てと仕事の両立支援策

職員のライフサイクルの各局面（結婚・出産、育児休業、職場復帰、子育て期間等）全般に通じた支援策（①職場の子育てと仕事の両立に関する意識の醸成、②管理者等による職員のニーズの適切な把握、③情報交換会の実施等、④子育ての状況に応じた人事上の配慮、⑤研修参加への配慮、⑥超過勤務の縮減、⑦管理者等による事務計画、事務分担の見直し等、⑧年次休暇の取得の促進、⑨テレワークの導入、⑩宿舎の貸与に関する配慮、⑪保育施設や子育てに関する情報提供等及び⑫地域関係機関への働きかけ）を基に、より一層両立支援の推進に努めた。

第5節 規律

1 服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては、厳正な態度をもって臨んでいる。

非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正な措置をもって臨み、平成23年中35人（前年42人）に対して懲戒処分を行った。

2 監察

監察官事務は、職員の非行の未然防止、早期発見と的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 組織的な非行予防体制の確立

監察官及び局署の幹部が講師となって重疊的に予防講話を実施したほか、監察官の巡察に際して、幹部職員に危機管理、事務管理及び人事管理の重要性を認識させるとともに、幅広く職員動向の把握に努め、庁局署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

(2) 非行早期発見のための資料情報収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の防止策としても重要であることから、効果的な資料情報の収集を行うとともに、目的に応じた戦略的な資料情報の収集に努めた。

(3) 非行事案の迅速・的確な処理

非行事案の真相究明に当たっては、迅速かつ的確な事務処理に努めた。

第6節 事務の管理・企画

1 事務処理の情報システム化

国税庁においては、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を平成18年3月に策定・公表し、事務処理の簡素化・効率化、納税者利便性の向上及びシステムの高度化等の観点から、情報システム化に係る各種施策に取り組んでいる。

(1) KSK（国税総合管理）システム

国税庁においては、経済取引の複雑化・広域化、情報化などの税務行政を取

り巻く環境の変化に対応するとともに電子申告や電子納税等の税務行政のICT化を支える情報通信基盤としてKSKシステムを導入している。KSKシステムは税務行政の根幹となる各種事務処理を総合的に処理するシステムであり、税務行政の高度化・効率化や納税者利便の向上に寄与している。

平成23年度においては、「国税関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、電子データの活用による事務処理の効率化のためのシステム開発を行った。

また、前年度に引き続きKSKシステムの安定的な運用に努めるとともに、税制改正等に伴うシステム修正のための開発を行った。

(2) 行政の情報化

税務署を含めた国税庁WANなどの安定的な運用を図り、全庁的視点から積極的に行政情報化の推進を行った。

また、情報セキュリティ対策として、外部専門家によるセキュリティ診断を実施し、その結果を踏まえた必要な対策を講じるとともに、情報セキュリティ研修の内容の充実を図った。

2 電子申告等の運用

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、政府全体として進めている電子政府の構築に向けた取組の一環として、納税者利便の向上及び税務行政の効率化を図る観点から、所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、全税目の納税（手数料の納付を含む。）、申請・届出等（電子納税証明書の請求及び発行を含む。）の手續について、インターネット等を利用して電子的に行うことを可能としたシステムであり、平成16年6月から全国での運用を開始した。

平成23事務年度においては、法定調書等の一部の手続について、e-Taxソフトをインストールすることなく、e-Taxホームページ（Web）からの入力により作成・送信を可能とするシステム改善を行うなど利用者利便の向上を図った。

表33 オンライン利用拡大行動計画における重点15手続の利用件数と利用率

(単位：千件)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用件数	16,578	17,566	18,052
利用率	45.4%	50.2%	52.7%

3 事務の監察

国税庁の所掌事務について、総合的、横断的な監察を行い、事務運営の現状を把握するとともに、その問題点及び改善策を検討し、税務行政の効率的かつ円滑な運営に資することを目的として事務の監察を実施している。

(1) 長官特命特別監督

長官特命特別監督は、国税庁長官の命を受け、特定の事項に限定して、国税局又は税務署の事務運営等を機動的に検討することを目的として実施している。

平成23事務年度は、「災害等非常時の対応状況の現状と今後の在り方（通常の勤務体制がとれない状況となった場合の対応マニュアル作成を目指して）」をテーマとして、国税庁並びに関東信越、東京、名古屋及び大阪派遣の監督評価官等において実施した。

国税庁や国税局が作成した災害対策関係マニュアル等は数多く存在しているが、災害等非常時の対応に係る記載内容は、防災に関するもの、初動対応に関するもの

のがほとんどであり、被災後の業務維持や復旧まで踏み込んだものになっていなかった。

さらに、これらのマニュアルは、東日本大震災に直面した際に、職員の認識度が低かったことや有効に機能しなかった面があることなどの課題が見受けられた。

そこで、国税組織が災害等非常時に直面した際の対応策の充実を図るため、危機管理体制の現状を整理し、被災した状況に応じて、①被災時に被害を拡大させないための初動対応策、②被災後の現存する人的、物的資源を最大限に活用し、円滑な税務行政の遂行を目指すための対応策など、骨格となる統一的な対応策の考え方を整理した。

(2) 長官特命特別監督以外の事務の監察

国税局又は税務署の事務運営等を検討するため、国税局長から特定の事項に関して、事務の監察の実施要請があった場合に行う局長要請特別監督のほか、国税局の事務運営の適否や、税務署における本庁施策の浸透度と国税局の税務署に対する指導監督の適否を客観的見地から検討するために一般監督を実施した。

また、平成23事務年度においては、長官特命特別監督を受けたところで、「〇〇局における災害等非常時の対応状況の現状と今後の在り方」を計画的な一般監督のテーマとし、各国税局・沖縄国税事務所において、地域の特殊性を踏まえた対応策を整理した。

(3) 行政文書等の事務監察

平成23年4月「公文書等の管理に関する法律」の施行に伴い、「国税庁行政文書管理規則」（訓令）が制定され、「国税庁の保有する個人情報の適切な管理に関する

る訓令」と併せて、国税庁における行政文書等の適切な管理が規定された。

同訓令に基づき、平成23事務年度は、国税庁、各国税局・沖縄国税事務所、各税務署、税務大学校及び国税不服審判所における行政文書等の管理、取扱いについて確認の上、必要な改善を促すための事務監察を実施した。

4 提案制度

(1) 概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図るほか、職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の整備を図ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称するとともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

(2) 提案の応募・入賞の状況

平成23年度に国税局等が受理した提案件数は、3,521件であった。

また、応募された提案のうち、91件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、提案審査委員会（委員長 国税庁

次長）が審査を行い、13件の入賞提案を決定した（優秀1件、佳作12件）。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度などを総合的に審査し、入賞提案を決定している。

（注）付表第48表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照

第7節 会計

1 予算

(1) 概要

平成23年度の一般会計予算は、「行政支出の無駄を減らし、限られた予算を真に国民に便益をもたらす施策に配分するためには、予算に関するPDCA（Plan-Do-Check-Action:計画・実行・検証・反映）のサイクルを充実し、施策の有効性、効率性について不断の検証を行っていくことが不可欠である。」との基本的な考え方の下に編成された。国税庁関係予算もこのような基本方針に基づいて編成され、税務行政の円滑かつ効率的な事務運営の確保、納税者利便向上、納税者及び職員の安全確保、税制改正に対応するための経費など必要な予算が措置された。

特に、KSK（国税総合管理）システムの運用経費、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用経費及び納税者等利便向上のための経費、電話相談事務の集中化のための経費、国税庁情報ネットワーク運用経費、国税通則法の改正等税制改正に伴う経費及び社会保障・税に関わる番号制度関係経費が措置された。

なお、行政事業レビュー（公開プロセス）の対象となった国税電子申告・納税

システム（e-Tax）は、評価結果に基づく見直しを行った。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用に努めた。

イ 事務の合理化・効率化の推進

厳しい定員事情の下で、税務行政の適正な執行を確保するため、事務処理の情報化を一層推進するとともに電子政府の実現に向けて、KSKシステムの全国運用、国税電子申告・納税システム（e-Tax）全国運用、国税庁情報ネットワークの整備等を行った。

また、税務署における内部事務の効率化により調査事務の充実を図るためアルバイトの積極的な活用に努めた。さらに、電話による税務相談事務の効率化・合理化を図るため、前年度に引き続き、電話相談を集中的に処理する電話相談センターの全国運用を行った。

ロ 調査・指導事務の充実

適正・公平な課税を期するため、局署における調査等旅費については、効率的な使用に努めるとともに、取引の広域化に対応できるよう配慮した。また、申告納税制度の充実を図るため、納税者に対する継続記帳指導等を前年に引き続き実施するとともに、税理士に依頼して実施する記帳指導及び納税相談等も行った。

ハ 国際化への対応

最近における経済取引の国際化に対応するため、本邦企業の海外支店等調査の推進及び国際課税問題等について各国税務当局との協議を行った。

また、前年度に引き続き、外資系企業の財務情報等の収集、海外取引研修

等を実施した。

ニ 職場環境の改善

職員の健康管理の充実を図るため、総合健康診断の充実、診療所備品の整備等を行ったほか、庁舎・宿舍の補修に必要な経費を確保する等、職場環境の改善を図った。

ホ 東日本大震災への対応

東日本大震災で被災した庁舎・宿舍については、必要な復旧工事等を行った。

また、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るために制定された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に関する各種税制上の措置について、説明会や個別相談を行うとともに、同法の円滑な実施のためのKSK等システムの改修を行った。さらに、酒類業者等の依頼に応じた輸出用酒類の放射能分析や酒類等安全確認調査などを実施し、東日本大震災からの復旧・復興に努めた。

(2) 予算の執行状況

イ 予算

国税庁関係の平成23年度当初予算の総額は、7,185億4,148万円であったが前年度からの繰越額が16億879万円あり、その後、東日本大震災からの復旧・復興等を内容とした平成23年度第1次補正予算、第3次補正予算及び第4次補正予算で12億5,076万円が増額となり、補正後の予算現額は、7,214億97万円となった。

表34

予 算 の 執 行 状 況

項	区 分	当 初 歳 出	繰 越 額	補 正	流 用	予 備	費 出 予 算	支 出 予 算	濟 翌 年 度	不 用 額
		予 算 額		増 △ 減 額	増 △ 減 額	使 用 額	現 額	額	繰 越 額	
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国 税 庁										
(項) 国 税 庁 共 通 費		594,844	8	△531	(±252)	0	594,320	577,304	0	17,016
(項) 税 務 業 務 費		114,724	102	△1,363	0	0	113,464	107,603	1,473	4,388
(項) 国 税 庁 施 設 費		2,885	1,498	0	0	0	4,384	2,946	1,292	146
(項) 国 税 不 服 審 判 所		5,068	0	△4	0	0	5,065	4,768	0	297
(項) 独 立 行 政 法 人 酒 類 総 合 研 究 所 運 営 費		1,020	0	0	0	0	1,020	1,020	0	0
(項) 東 日 本 大 震 災 復 旧 ・ 復 興 国 税 庁 施 設 費		0	0	1,204	0	0	1,204	75	1,125	4
(項) 東 日 本 大 震 災 復 旧 ・ 復 興 税 務 業 務 費		0	0	1,890	0	0	1,890	1,769	0	121
(項) 東 日 本 大 震 災 復 旧 ・ 復 興 独 立 行 政 法 人 酒 類 総 合 研 究 所 運 営 費		0	0	54	0	0	54	54	0	0
計		718,541	1,609	1,251	(±252)	0	721,401	695,539	3,890	21,972

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 決算

平成23年度の執行状況は、表34のとおりである。

ハ 徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表35のとおりである。

ほか、老朽化に伴う受変電設備の更新や外壁改修等を実施し安全対策を行ったほか、空調設備改修等を実施した。

宿舎については、外壁改修や給排水設備改修等を実施し、安全対策を行ったほか、独身寮の二戸一室化を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

表35 徴税コスト

区 分	平成22年度	平成23年度
決 算	1.75	1.78

2 営繕

(1) 庁舎等建替関係

平成23年度には、西条税務署が単独庁舎として整備されたほか、甲府税務署及び大津税務署が入居する合同庁舎が整備された。また、平塚税務署及び広島国税局集中簿書庫・税務大学校広島研修所の新規整備が計上された。

(2) 施設整備関係

庁舎については、耐震改修を実施した

第2章 特別の機関等

第1節 国税不服審判所

1 概要

(1) 組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年5月に国税の賦課徴収に当たる処分庁（国税局、税務署等）から分離された国税庁の附属機関（現在は「特別の機関」）として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と7の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

(2) 審査請求の手続

審査請求書が提出されると、原処分庁から答弁書の提出を受けた後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

(3) 事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内にお

ける公正な第三者的機関として、適正・迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、それを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本方針としている。

- ① 争点主義的運営
- ② 合議の充実
- ③ 納得の得られる裁決書を作成する。

2 審査請求事件の請求状況

平成23年度における審査請求事件の請求件数は3,581件で、前年度（3,084件）に比べて497件（16.1%）増加している（表36参照）。

その税目別の構成割合をみると、申告所得税事件が22.5%、法人税事件が12.7%、相続税・贈与税事件が8.6%、消費税等（地方消費税を含む。）事件が43.4%、徴収関係事件が8.5%、その他の税目の事件が4.4%となっている。

表36 審査請求事件の請求状況

区 分	平成22年度		平成23年度	
	請求件数	構成割合	請求件数	構成割合
申告所得税	705	22.9	806	22.5
法人税	429	13.9	453	12.7
相続税・贈与税	229	7.4	307	8.6
消費税等	1,206	39.1	1,555	43.4
徴収関係	459	14.9	303	8.5
その他	56	1.8	157	4.4
合計	3,084	100.0	3,581	100.0

(注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

3 審査請求事件の処理状況

平成23年度において処理した件数は、2,967件で、前年度（3,717件）に比べて750

件（20.2%）減少している（表37参照）。

その処理態様別の構成割合をみると、却下（審査請求期間の徒過等審査請求の形式的な要件が適法でないもの）が9.6%（前年度17.2%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が67.2%（前年度61.6%）である。一方、全部取消し及び一部取消し（納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの）は13.6%（前年度12.9%）であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが9.6%（前年度8.3%）となっている。

また、平成23年度末の未済件数は2,808件であり、前年度末の未済件数（2,194件）に比べて614件（28.0%）増加している。

表37 審査請求事件の処理状況

区 分	平成22年度		平成23年度	
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合
取 下 げ	309 件	8.3 %	284 件	9.6 %
却 下	640	17.2	285	9.6
棄 却	2,289	61.6	1,994	67.2
全部取消し及び一部取消し	479	12.9	404	13.6
変 更	—	—	—	—
合 計	3,717	100.0	2,967	100.0

（注）国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、平成23年度当初の係属件数が1件であったところ、当年度中に新たに4件が提起され、3件が終結（国側勝訴）したため、年度末において2件が係属している。

また、課税処分等の取消しを求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、平成23年度当初の係属件数が10件であったと

ころ、当年度中に新たに21件が提訴され、18件が終結（国側勝訴）したため、年度末において13件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、平成23年度当初の係属件数が2件であったところ、当年度中に新たに1件が提起され、3件が終結（国側勝訴）したため、年度末において係属中の事件はない。

第2節 税務大学校

1 概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2 長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

(1) 国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）及び国家公務員中途採用者選考試験（税務）による採用者を対象とする研修

イ 普通科

普通科は、国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）による新規採用者（普通科第一コース）及び国家公務員中途採用者選考試験（税務）による新規採用者（普通科第二コース）に対して実施す

る研修であり、採用直後の4月から1年間、全寮制により地方研修所において行っている（採用後11か月間は、第一コースを4か所、第二コースを1か所で実施し、配属直前の1か月間は、第一コースを8か所、第二コースを3か所で実施）。

普通科の教育課程は、①税法の理解や税務の執行に必要な実務教養科目群及び関連法律科目群、②税務の執行のための基本的知識として必要な税法科目群及び会計科目、③社会人としての良識と公務員としての自覚、税務職員としての使命感・行動規範等を養成する基礎素養科目群などにより編成している。

平成23年度においては、普通科第一コース第71期生339人及び普通科第二コース第4期生24人が修了した。

ロ 初任者基礎研修

初任者基礎研修は、普通科修了後1年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間8か所の地方研修所において行っている。

初任者基礎研修の教育課程は、①専門分野、関連領域についての理解を深め、税務の執行に必要な知識、技能を習得させるための税法科目群、関連法律科目及び実務関連科目、②豊かな教養を身に付けさせ、視野を広げさせるとともに社会人としての良識及び公務員としての自覚を高めさせるための基礎素養科目群並びに実務教養科目により編成している。

平成23年度においては、平成21年度に普通科第一コースを修了した第69期生663人が修了した。

ハ 本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから7年以上を経過した者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、7月から1年間本校において行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、酒税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目群及び会計科目群を中心に編成している。

平成23年度においては、個人課税班51人、資産課税班21人、法人課税班82人、酒税班6人、管理運営班19人、徴収班20人、計199人が本科第48期生として修了した。

(2) 国税専門官採用試験の採用者を対象とする研修

イ 専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、4月から3か月間本校において行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目群及び簿記を中心とする会計科目に重点を置いて

て編成している。

平成23年度においては、専門官基礎研修第41期生として738人が修了した。

ロ 専攻税法研修

専門官基礎研修修了後1年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、8月から2か月間8か所の地方研修所において行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務関連科目により編成している。

平成23年度においては、専攻税法研修第2期生として986人が修了した。

ハ 専科

専科は、専門官基礎研修修了後3年間の実務経験を経た者等（部内任用者を含む。）に対して実施する研修であり、8月から7か月間本校において行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

なお、平成23年度においては、研修実施時期の変更（実務期間の延長）に伴い、専科を実施していない。

(3) 国家公務員採用I種試験の採用者を対象とする研修（税務理論研修）

税務理論研修は、国家公務員採用I種試験により採用されて一定期間の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、

4月から3か月間本校において行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広く、かつ、高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

平成23年度においては、税務理論研修第30回生として5人が修了した。

(4) その他の研修

イ 国際租税セミナー

国際租税セミナーは、研修生として選定された者に対して、本校において実施する研修であり、次のとおり行っている。

(イ) 基礎コース

基礎コースは、部内経験年数が8年以上の者（国税専門官試験採用者は4年以上）のうち部内の選抜試験に合格した者に対して、海外取引調査等の国際課税実務に関する基礎的知識、技能を習得させることを目的として実施する研修であり、5月から2か月間行っている。

基礎コースの教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実務に関する基礎的知識の習得に重点を置いて編成している。

平成23年度においては、国際租税セミナー基礎コース第34期生として198人が修了した。

(ロ) 実務コース

実務コースは、基礎コースの修了者等の中から研修生として選定された者に対して、海外取引調査等の国際課税実務に関する高度な専門的知識、技能を習得させることを目的と

して実施する研修であり、9月から4か月間行っている。

実務コースの教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行、国際取引実務及び国際法に関する専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

平成23年度においては、国際租税セミナー実務コース第33期生として100人が修了した。

ロ 専攻科

専攻科は、部内経験年数が14年以上17年未満の者（国税専門官試験採用者は10年以上13年未満）のうち部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、7月から6か月間本校において行っている。

専攻科の研修目的は、審理・事務管理等の重要かつ高度な職務に必要な知識・技能等を習得させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理面からの施策等の企画立案能力の養成並びに先端的経済取引等の税法周辺の実務知識の習得、②税務行政が直面する諸課題を的確に把握し、対応策を企画立案する能力や効果的・効率的な組織運営及び組織管理に必要なマネジメント能力の養成が図れるよう編成している。

平成23年度においては、専攻科第5期生として100人が修了した。

ハ 研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施する研修であり、4月から1年3か月間本校において行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通

じ、高度な専門的理論及び技能を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務に関する理論又は税務行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、その研究成果を論文にまとめて発表させることにより、高度な専門的理論及び技能を習得させるよう編成している。また、その研究活動に資するため、研究員を東京大学、一橋大学、京都大学大学院及び神戸大学大学院に聴講生として並びに一橋大学大学院、早稲田大学大学院及び大阪大学大学院に博士前期（修士）課程受講者として派遣した。

平成23年度においては、研究科第47期研究員として23人が修了した。

3 短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

(1) 本校短期研修

本校における短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

平成23年度においては、30コースで2,021人が受講した。

(2) 地方短期研修

地方研修所における短期研修は、総合研修を中心に、各国税局の実情に応じて

次のとおり実施している。

平成23年度においては、144コースで8,683人が受講した。

イ 総合研修

一定の経験年数を経た事務職員に対して、審理等の専門的能力の維持・向上を図るために必要な研修を、経験年数に応じてⅠ～Ⅳ課程に分けて実施している。

ロ 監督者研修

税務署の新任統括官等に対して、管理者として必要な知識、技能を習得させるための研修を実施している。

ハ 上級実務研修

税務署の上席専門官及び係長に対して、その能力、資質の向上を図るために必要な研修を実施している。

4 通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計及び英語（Ⅰ）・（Ⅱ）を実施している。

平成23年度においては、607人が修了した。

表38 税務大学校の研修人員

(単位：人)

研修の種類	平成22年度	平成23年度
普通科（第一コース）	519	339
普通科（第二コース）	63	24
初任者基礎研修	416	663
本科	199	199
専門官基礎研修	911	738
専攻税法研修	1,454	986
専科	1,007	-
税務理論研修	5	5
国際租税セミナー基礎コース	200	198
国際租税セミナー実務コース	100	100
専攻科	99	100
研究科	22	23
本校短期研修	2,044	2,021
地方短期研修	10,274	8,683
通信研修	753	607

(注) 研修人員は修了者を示す。

平成23年度は専科は実施していない。

5 その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究等を行っているほか、ODAの一環として、国際協力機構（JICA）等の枠組みの下、アジアを中心とした開発途上国の税務職員等を対象とした研修において、講義等も実施している。

また、税務大学校が保有する税に関する専門的な教育機能を利用して、平成6年度から、納税者のみならず国民各層を対象とした公開講座を実施している。

第3節 国税審議会

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法

第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、国税審査分科会、税理士分科会、酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会に試験委員及び懲戒審査委員が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

2 所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官から意見を求められた事項の調査審議（国税通則法第99条第2項）
- (2) 税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議（税理士法第12条、第47条第4項）
- (3) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）
- (4) 酒類製造業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令にあたり意見を述べること、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化に関する法律第16条第5

項及び第64条第3項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）。

なお、国税審査分科会は(1)、税理士分科会は(2)、酒類分科会は(3)及び(4)の事務を所掌している。

3 委員

委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

平成24年6月30日現在の審議会委員は、次のとおりである。

会 長	井堀 利宏	
会長代理	水野 忠恒	
委 員	青山理恵子	飯村 穰
	岩崎 政明	潮田 道夫
	尾原 榮夫	角田 光代
	河村小百合	久野 峯一
	神津 十月	須磨佳津江
	田嶋 尚子	辰馬 章夫
	辻山 栄子	中村 豊明
	林 菜つみ	
臨時委員	池田 隼啓	高橋 滋

4 国税審議会の開催状況

平成23年7月1日から平成24年6月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおり。
本会

平成23年10月31日開催（第13回）

国税審査分科会

開催なし

税理士分科会

平成23年7月19日開催（第49回）

平成23年11月30日開催（第50回）

平成23年12月6日開催（第51回）

平成24年5月18日開催（第52回）

平成24年5月25日開催（第53回）

酒類分科会

平成23年10月31日開催（第11回）

平成24年3月14日開催（第12回）

5 税理士試験

平成23年度（第61回）税理士試験

平成23年8月2日から8月4日まで実施

し、同年12月9日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数 59,975人

受験者数 49,510人

合格者数 1,094人

一部科目合格者数 7,973人

第4節 土地評価審議会

1 概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の2の規定に基づき各国税局に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。

また、国税局長は、農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の意見を聴くこととされている。

2 審議の状況

平成24年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、国税局ごとに平成24年5月に審議された。